東的史研究

第七十卷 第二號 平成二十三年九月發行

魏內朝再論

北

――比較史の觀點から見た――

川本芳昭

一 内朝に關わる比較史の試論――北魏と倭國、および漢一 北魏內朝についての近年の研究に對する若干の私見

め

ĸ

おわりに

はじめに

までに考察していた北魏における部族解散の展開として追求したものであった。この部族解散、 筆者が北魏の内朝についての拙論をはじめて發表したのはかなり以前のことに屬する。この内朝の研究は、筆者がそれ 内朝についての研究の大

それまで諸部族長が部民に對して保有していた統帥權を皇帝へ集中すること、および諸部族民の移動を禁じ定居化せしめ 要は、北魏道武帝による部族解散は、部族制度を廢止して舊部民個々を皇帝へ直屬せしめることを意味したものではなく、

いるように思われる。 性格をもつものであり、 文帝による改革を待たねばならなかったとしたもので、また内朝はそうした部族制度のいわば上部構造の一組織としての(③) ることを意味しており、 その後、こうした私見のうちの、道武帝期の部族解散についての理解は、おおよそ大方の贊同を得て、今日に至って 孝文帝による内朝の廢止は西郊祭天の廢止などとともにその改革の一環をなすとするものであっ 部族制度の全面的解體という意味での「解散」は、道武帝時代以降の推移を受けて實行された孝

卑)・北族による中國支配のひとつのシンボルととらえた私見に對し、 方、 内朝についての理解も、おおよそ大方の贊同を得て今日に至っているように思われるが、その際それを胡族 内朝を後宮とのかかわりでとらえ、 胡族 漢族

魏を建國 と後期國家とを、 よってもたらされたものであることは周知の事柄といえようが、 策」(このときの改革が字義通りの漢化政策ではなく、より深い歴史的意義を持ったものであったことについては、 合いを強めた中國的中原王朝であるという點で、大きな斷絶があるといえよう。それが孝文帝によるいわゆる「漢化政 の國家と孝文帝改革以降の國家との閒には、 建國するに到る過程は、 問題意識があった。孝文帝による諸改革前後における北魏の政體を見るとき、そこには北魏前期の非漢族的國家と北魏後 相剋との關連でとらえるべきではないとする理解も提起されている。本稿ではそうした見解に對する若干の私見を述べよ相剋との關連でとらえるべきではないとする理解も提起されている。(⑥) 6の中國王朝化を遂げた國家との相違を見ることができる。北方に發した鮮卑が、匈奴などとの融合を經て代國、 また、筆者がかつて部族解散、内朝について論じた基底には、大興安嶺北方に發した鮮卑は、 遂には華北を統一するに到るが、その國家をどのようなものとしてとらえるべきか、 國家論の立場から考えた際どのように接合できるのかという點にあった。 拓跋鮮卑による國家建設・展開の歴史として連續的にとらえることができる。 前者が濃厚に北方的體制、 筆者の問題意識は、そのような性格を持つ北魏前期國家 實態を保持した國家であり、 とする國家論にかかわる 長い南下の過程を經て北 後者が胡漢融合の度 しかし、 別稿で論じた) 北 魏前期

握すべきであると考えるようになった。 として形成された國家であるとし、それを「過程」の國家としてではなく、八部制度に基づく「部」體制國家としても把 た事象の存在することにも注目する必要のあることを指摘し、北魏前期國家は、北アジアにおける拓跋鮮卑の展開の歸結 あった國家という理解を生むであろう。しかし、筆者は、そうした方向性を確認しつつも「漢化」とは別の方向性を持っ き着く「過程」の國家であり、孝文帝改革前から進行していた「漢化」によってその主體性を喪失した、あるいはしつつ 遍國家へとなりえたとする理解も可能であろう。しかし、そのように理解した場合、北魏前期國家とは、 V わゆる漢化論、 同化論の立場からすれば、北魏前期國家は、孝文帝の改革によってはじめて中原の正統王朝という普 後期國家へと行

魏の場合、 にも思われる。 では、そのような立場とは別の視點から、 (の場合、所謂浸透王朝として理解されることがあり、そのことが、北魏前期國家の理解に一定の偏りを生んできたよう征服王朝と呼稱される遼金元淸の場合、その持つ北アジア的性格は、中國との對比の上で注目されてきた。しかし、北 かつ北魏前期國家と北魏後期國家とを斷絕としてとらえることなく、

本稿ではこのような問題についても考えてみようと思う。 ア、東アジア史全體の中で位置づけようとするとき、それは如何なるものとして位置づけることができるのであろうか。

がら、 すなわち、本稿では右で取り上げた内朝にかかわる問題、 比較史の觀點からも考察してみようと思うのである。 あるいは國家論に關わる問題を、 北魏の場合を念頭に置きな

鐵劍銘、 劍銘が記された安東大將軍倭王武の段階には宮中のみならず官人組織を含む府中も整備されたという。とすれば、 で數多くの考察が加えられてきている。 ところで、古代日本における稻荷山古墳出土の鐵劍銘、および船山古墳出土の鐵刀銘については、 および船山鐵刀銘に見える杖刀人、典曹人はそうした、內廷、 近年の研究によれば「朝廷」の用語を「內廷」、「外朝」の略語として、 外朝のどちらに屬するのかとの疑問が生じるが、 周知のようにこれま 稻荷山

198 それに對しては、杖刀人は內廷に、典曹人は外朝にそれぞれ屬したとの理解が存在する。(ヒン) を帶びた人を胡洛眞といい、通譯を乞萬眞などといったという。ここに見える「眞」は鮮卑語で、日本語の「ひと」を意一方、同時代の華北にあった北魏では役所で文書を扱う文書の吏を比徳眞といい、衣服を擔う人を樸大眞といい、兵器

のような點に注目し筆者は、倭國の國制と北魏の國制との展開過程における類似を指摘したことがある。 味する語であり、例えばここに見える比徳眞はビティグチを、胡洛眞はコルチを意味していると考えられるが、かつてこ(エヒ)

本稿ではこうした點についてもあらためて考察し、所謂「初期國家」についての近年の研究狀況などをも念頭に置きな

がら、上述のような類似のもつ歴史的意味についてさらに追究してみようと思う。

以上、「北魏內朝再論-――比較史の觀點から見た――」と題し、本小論を草する所以である。

北魏内朝についての近年の研究に對する若干の私見

化」の立場自體が全體としてどのような理論の發展を求めて表明されてきているのか、いまひとつ把握できないところが 胡漢の對立を當該時代を一貫して規定した第一の要因と考える立場には當初から立ってはいない。それゆえ、所謂 北朝時代の歴史展開を當初のきわめて激しい對立から融合・融和へと展開したと理解する立場を表明してもきた。つまり 身も、そうした立場に立つ研究者の諸見解に啓發されるところが多々あるが、しかしまた、筆者もこれまで五胡十六國・ 係を相對化、相補的なものとしてとらえ直し、當該時代理解の再構築を目指すものということができるであろう。筆者自 うした動向は、五胡十六國・北朝時代における政治的事象を胡族と漢族との對立とのみとらえるべきではなく、兩者の關 のかかわりでとらえ、さらにそれを胡族・漢族の相剋との關連でとらえるべきではないとする近年の研究動向がある。こ 「はじめに」で述べたように所謂内朝を胡族・北族による中國支配のひとつのシンボルととらえた私見に對し、後宮と

ある。筆者のこうした近年の研究狀況に對する把握そのものが誤っているのかもしれない。とすれば、上述の事柄は論ず

ところもある。 るに値しないことになるが、所謂内朝を胡漢の問題から離れ、 後宮との關連に集中して把握する點にはやや贊同しがたい

その理由は以下のごとくである。

『元史』卷九九、兵志二に、元代の宿衞について述べ、

う。上に侍り刀及び弓矢を帶ぶ者、云都赤、闊端赤と曰う。司閣の者、八刺哈赤と曰う。掌酒の者、答刺赤と曰う。 と曰う。羊を牧す者、火你赤と曰う。捕盜の者、忽刺罕赤と曰う。樂を奏す者、虎兒赤と曰う。また忠勇の士を名づ 車馬を典る者、兀刺赤、莫倫赤と曰う。內府にて衣服を尙供せるを掌る者、速古兒赤と曰う。駱駝を牧す者、帖麥赤 ば、則ち遂に擢んでて一品官と爲す。而して四怯薛の長は、天子或いはまた大臣に命じて以て之を總べしめ、然も常 き所を以て、卽ち其の職を襲ぎ、以て環衞を掌る。其の官、卑にして論ずることなきと雖も、 凡そ怯薛長の子孫、或いは天子の親信せる所に由り、或いは宰相の薦擧せる所に由り、或いは其の次序の當に爲るべ 事せるの人なり。其の番を分ち更ごも直すことも亦、四怯薛の制の如くにして、怯薛の長に領せらる。 けて霸都魯と曰う。勇敢無敵の士を拔突と曰う。其の名類、蓋し一ならず。然れども皆な天子の左右にて服勞侍從執 るもの、扎里赤と曰う。天子の爲に文史を主る者、必闍赤と曰う。親しく烹飪し以て飮食を奉り上す者、博尓赤と曰 とを得ざるなり。其の怯薜執事の名、則ち弓矢、鷹隼の事を主る者、火兒赤、昔寶赤、怯憐赤と曰う。聖旨を書寫せ に至らば、則ち其の事を執ること故の如く、子孫に至るも改むること無し。甚だ親信せらるるに非ずんば、預かるこ には設けざるなり。 ト祝の事を分ちて悉く世々之を守る。才能を以て任を受け、官政に服し、貴盛の極と雖も、然も一日歸りて内庭 其の它、怯薛の職に預かり、禁近に居る者は、冠服、弓矢、食飲、文史、車馬、廬帳、 年勞旣に久しきに及ば

5

の拙論で若干指摘したようにこれと類似の制度が北魏にあっても存在したと考えている。そのように考えるのは以下のよの とあり、 元代の所謂ケシク(怯薜)について傳えている。こうした制度は元の後の淸代などにも見られるが、(エヒ)

うな理由による。

1 『魏書』卷一一三官氏志に

建國二年(三三九)、初めて左右近侍の職を置く。常員無し。或いは百もて數うるに至る。禁中に侍直し、詔命を傳宣

す。皆な諸部大人、及び豪族良家の子弟にして儀貌端嚴、機辯才幹なる者を取りて選に應ぜしむ.

とあり、代國の時代に左右に侍直する、ケシクの如き近侍官の設置がみられること。また、そうした官が『魏書』などの

個々の事例から、引き續き北魏の時代にも廣範に存在したこと。また、『魏書』卷一一三官氏志、太祖道武帝、

天賜四年

(四〇七) 五月の條に、

侍官を增置す。左右に侍直し詔命を出内せしむ。八國良家、 代郡、 上谷、 廣寧、 雁門四郡民中より年長にして器望有

とあるが、それら侍官は禁中、或いは左右に宿直したと考えられること。(②)

る者を取りて之に充つ。

2 『南齊書』卷五七魏虜傳に、北魏官制の一端を傳えて、

とあること。ここに見える比徳眞はビティグチ、胡洛眞はコルチの音譯と考えられるが、これらは前引の『元史』の記事(ミロ) 帶仗人を胡洛眞と爲し、通事の人を乞萬眞と爲す。…… 國中、內左右を呼びて直眞と爲し、外左右を烏矮眞と爲し、曹局文書の吏を比德眞と爲し、檐衣の人を樸大眞と爲し、

に、それぞれケシク官として名の見える、必闍赤、火兒赤と連なると考えられること。(②) った漢族出身の高允の忠勤ぶりを稱え、同時に群臣の不甲斐なさを叱責したことを傳えて 『魏書』卷四八高允傳に、北魏四代高宗文成帝のときのこととして、高宗が、二十年以上にわたって中書侍郎であ

聞くを樂まざるところに至る。皆な侃侃として言說し、避就する所無し。朕、 高宗省みて群臣に謂いて曰く、……高允の如きに至りては、眞に忠臣なり。朕に是非あれば、常に正言面論し、 其の過ちを聞くも、 天下其の諫むるを 朕の

6

汝ら弓刀を把りて朕の左右に侍る。徒らに立勞のみなるに、皆な公王に至る。此の人、筆を把りて我が國家を匡うも 知らず。豈に忠ならざるか。汝等左右に在りて、曾て一正言も聞せず。但だ朕の喜時を伺い、官を求め職を乞うのみ。

とあり、そこに「弓刀を把りて朕の左右に侍る(把弓刀侍朕左右)」と見えるように、内朝武官として天子の左右に侍り、 作郎に過ぎず。汝ら自ら愧じざるか。

鮮卑を中心とした北族であったと考えて大過ないであろう。 「ただ立っているのみで(立勞)王公となる」として皇帝から批判を浴びた人々がいたこと。當時それに該當するものは「ただ立っているのみで(2)

重層的な構造となっていたことも想定される。(タス) 全くイコールの關係にはないであろう。また、南巡碑などの記述によれば、それがケシク的なるものを中核としながら、 も上述の如く史料例が少ないため、こうした問題の全面的な解明は難しい。ただし、兩者は重なる部分が多いであろうが 官についても注目した。そのとき、そうしたものとしての「内朝」が當時の鮮卑語で何と呼稱されていたのか、そしてそ のみであり、また北魏初の史料のみであるため、その全體像を確定することは困難をともなうが、かつて筆者はそれを侍(35) れが所謂ケシク的なるものとどのような關係にあったのかという點については未解決な問題として殘された。現在に至る 目した。ただしその點にのみ注目したわけではなく、三郎、 北魏にはかつて拙稿で指摘したように「内朝」という用語が存在した。これがいかなる存在であるのか、用語例が二例(ミラ) およびそれに附隨して存在した組織として把握し、北魏前期の官名に現われる「內」、「內行」、「內侍」などの語に注 幢將、中散などの北魏前期の官名として現われる獨特の文武

7

見方を否定、あるいは相對化せんとするところにあると思われる。 に筆者は多くの點で裨益されたものの一人であるが、その主たる見解は、 ところで、先の拙稿發表後、内朝に關わる優れた論考を發表された佐藤賢氏は興味深い見解を提示している。氏の見解 北魏前期の政治を胡漢對立の見方からとらえる

また、佐藤氏の研究と相前後して、これも優れた研究を發表されて來ている松下憲一氏の最近の研究では、そのような

立場、すなわちここでいう相對化の立場を北魏前期の政治史把握に擴大されてきているようでもある。(②)

と北魏末の「反動期」を除けば、その傾向を一層強めるようになるとする立場をとってきた。しかし、孝文帝改革より前などの對照的な様相を經ながら、緩慢にではあるが徐々に融和の方向を持つようになり、北魏の孝文帝改革期以降になる の時代において、胡漢の對立がなかった、あるいは、それが政治・社會の有り樣を規定する「大原則」とでもいうべきも 筆者は、五胡十六國・北朝史の展開において、その前期における激しい胡漢對立の存在を指摘し、それが冉閔、

のではなかったとするならば、そうした立場にはやや從いがたいものを感ずるものである。

佐藤氏は、『南齊書』卷四七王融傳に、北魏が南齊に書を求めてきたときのことを傳えて、

虜の前後奉使、漢人を專らにせず、必ず介するに匈奴(鮮卑)を以てし、

諸々の覘獲を備う。

且つ設官分職は、

いよ

とあるのをふまえ よ其の情を見わす。 舊苗を抑退し、種戚を扶任す。

V

う點にあり、その內容は全體的に胡族に對する侮蔑に滿ちている。それだけに筆者は些か一面的な印象を受けると同 …… (この史料は) 時に、そこに恣意的な解釋の存在も感じてしまう。全面的に依據することを躊躇させられる次第である。 はある。しかしこの上疏の意圖は、「典籍を北魏に與えることで、中華文明に馴化させ、骨拔きにしてしまえ」とい 胡漢の對立關係という從來的な、枠組み、 の中で胡族の優位性を論じることが可能となるもので

と述べられている。南齊側の史料がいわゆる中華思想に基づく偏りがみられることは、 も確認されることである。 の史料は王融が北魏朝廷におけるそのような狀況を認識していたことを示しており、さらにそうした狀況に對して、 は足らないであろう。 『魏書』などの當該時代の史書や近年發見された文成帝南巡碑などの石刻史料から確認されるところでもある。(⑶) しかし、右の「虜の前後奉使、漢人を專らにせず(虜前後奉使、不專漢人)」は また、北魏の前期の「設官分職」に從來の中國的官制とは異質な官職群が大量に存在すること 當該時代の史料として異とするに 『魏書』の史料から 王融傳

れだけにそれなりの重さのある史料であると筆者には考えられるのであるが。 第である」と述べられるのであるが、如何であろうか。該史料はただ單に三郎や中散などの胡族的一官職の存否を示すと に對して、佐藤氏は先に引用したように、「その內容は全體的に胡族に對する侮蔑に滿ちている。それだけに筆者は些か を旨としており、その官制のあり方にその本質が如實に表れている」となろう)とする王融の認識を示してもいるのである。 「……諸々の覘獲を備う。且つ設官分職は、 いった個別の史料ではなく、 面的な印象を受けると同時に、そこに恣意的な解釋の存在も感じてしまう。全面的に依據することを躊躇させられる次 當該時代における北魏朝廷の狀況を、 いよいよ其の情を見わす(文意をとってこれを現代語譯すれば「その體制は 偏見があるとはいえ、 概括して述べたものであり、

年以上にわたって中書侍郎であった漢族出身の高允の忠勤ぶりを稱え、 あろうか。先にすでに引用したが、『魏書』卷四八高允傳には、北魏四代高宗文成帝のときのこととして、高宗が、二十 聞くを樂まざるところに至る。皆な侃侃として言說し、避就する所無し。朕、其の過ちを聞くも、 知らず。豈に忠ならざるか。汝等左右に在りて、曾て一正言も聞せず。但だ朕の喜時を伺い、官を求め職を乞うのみ。 高宗省みて群臣に謂いて曰く、……高允の如きに至りては、眞に忠臣なり。朕に是非あれば、 同時に群臣の不甲斐なさを叱責したことを傳えて 常に正言面論し、 天下其の諫むるを

假に佐藤氏に從い、この記載內容の信憑性に對する疑いを認めるとしても、

次のような史料はどのように理

|解すべきで

9

作郎に過ぎず。 汝ら弓刀を把りて朕の左右に侍る。徒らに立勞のみなるに、皆な公王に至る。此の人、筆を把りて我が國家を匡うも 汝ら自ら愧じざるか。

狀況と符合するといえるであろう。 れた將來が約束されていた北族系侍臣とは區別されていたと考えられるのであるのであるが、これは先の王融傳に見える 内朝武官の場合 右は漢人名族勃海の高氏出身の高允であっても勞をつんで郎官であるにすぎなかったのに對し、 「努力することもなく」公王に至っていたことを示している。つまり當時高允と、 帝の左右に 弓刀を把る北

また、佐藤氏は、 『魏書』卷一一三官氏志、道武帝天賜四年 (四〇七) 五月の條に、

侍官を増置す。 左右に侍直し詔命を出内せしむ。 八國良家、 代郡、 廣寧、 雁門四郡民中より年長にして器望有

とあり、 同志、建國二年 (三三九) の條に、 代國時代のこととして

る者を取りて之に充つ。

初めて左右近侍の職を置く。常員無し。或いは百もて數えるに至る。禁中に侍直し、 詔命を傳宣す。皆な諸部大人、

及び豪族良家の子弟にして儀貎端嚴、機辯才幹なる者を取りて選に應ぜしむ。

とある記事を取り上げ、北魏國初から、內朝官に漢族が多數存在したとされる。同氏も述べておられるように、(35) より内朝官に漢族が就官していたことを筆者も否定してはいない。この點は鄭欽仁氏の中散についての研究などからも容 北魏國初

易に知られるところであろう。ただ一般にそれらは、特殊な技量(料理、醫藥などの技量)によって採用されていたものた(36) を表示され、そこに胡族主體の內朝を想定することが困難であると指摘する。しかし、氏の揭示される事例に見える谷渾 ちであることも忘れてはならないであろう。また、佐藤氏は内朝官(氏のいう內某官や中散官など)に就官した漢族出身者

の一を占めている」とされるような區分は當時の實態理解の尺度としてどこまで妥當なものといえるのであろうか。

ように考えると、氏が示される内某官就官者一覽で氏が「道武・明元帝期の就官者は十二名が確認できるが、漢族が三分

(遼東の人)、皮豹子 (漁陽の人) などを崔宏などのような漢族と見なすことが出來るであろうか。この

(昌黎の人)、晁懿

佐藤氏が漢族の地として立論の根據とする、先に引用した官氏志にみえる「代郡、上谷、 廣寧、 雁門四郡」が後漢以來

長城內外の諸民族雜居の狀態になっていたことは、ここで縷說する必要はないであろう。また魏晉南北朝時代における胡(38) |蠻漢の境界がきわめて曖昧なものとなってきていたことについても、すでに幾篇かの拙稿で論じてきたことである。 | ③ 孝文帝改革前の内朝構成員の問題を考える際、一方が八國良家とされ、他方が代郡、上谷、 廣寧、 雁門四郡民と

これら郡民は中原士大夫の如きレヴェルでの漢族であると直ちにはとらえることは出來ないと

して對比されているから、

内朝に關わる比較史の試論 -北魏と倭國、 および漢

廷」、さらには「外廷」というプロセスを經て隋唐に至って集大成されたとする。首肯すべき高論であるが、 魏前期の内朝における非中國的、 の外廷化と見なすことが出來ること、「內朝」は、皇帝と私的關係にある存在としての「內廷」から、官僚機構內の「內 に至る官制の變遷は皇帝の側近であった「內朝」が拂拭され、 林院を指すものとしての「内廷」が出現し、國家財政を擔當する官僚機構を中心とした「外廷」と對したこと、 宮を管理する内侍省とであり、 廷」「內朝」「外朝」概念の實態、およびその變遷について考察され、唐の職員令が「內」ととらえているのは、後宮と後 檢討のために――」と題する論考において、 行政の機構を指すという。古瀨奈津子氏は「中國の「內廷」と「外廷」――日本古代史における「內廷」「外廷」槪念再 のであるといえるのかといった點を、同時代の倭國、および北魏に先立つ前漢の國制との比較を通じて追求しようと思う。 まず倭國の場合についてであるが、日本史研究において、「內廷」とは天皇の家産管理のための機構、「外廷」とは國家 北魏の内朝などにみられる國制が、 帝室財政を扱う内府局も内侍省に屬したこと、内官は宦官を指すこと、安史の亂以降 族制的要素の存在をどのようにとらえるべきであるのか、という問題は考慮の外におか 唐代を中心としながら漢代にまでさかのぼり中國史上における、「內廷」「外 東アジアや中國歴代の王朝と比較した際、 中書・門下・尙書の三省へと編成されるという、「內朝」 いかなる歴史的性格を持つも 同論では北

205 にもかかわらず、 一八元澄傳に 先述 0 廣く侍官、 놾 稿におい あるいはそれらによって構成される組織の總稱としてとらえた。また、たとえば て、 中國史研究におい て所謂内朝を後宮の諸官 (特に宦官) として把握 する見解 が存在する 『北史』卷

(五一八)、 詔して女侍中に貂蟬を加え、 外侍中の飾に同じくす。

おり、 その際、 成員を多數含む廣義の內朝を內朝とした。 とある史料などを引きながら女侍中などによって構成されるいわば狹義の內朝 孝文帝による改革以前の北魏時代のそれを鮮卑的要素を濃厚に持ったものとして理解すべきであるとしたのである。(⑵ とりわけ先に述べた「ケシク的なるもの」の存在に注目した。たとえば、『南齊書』卷五七魏虜傳に、 換言すれば、 内朝は後宮と重なる部分があるが、それとは異質の側面を持って (宦官などをも含む) ではなく宦官以

帝から三代太武帝の頃の平城の狀況を傳えて

に注目すべきであると考えたのである。 すなわち、 である。それは北魏前期における所謂內朝の核心は先に述べた「ケシク的なるもの」にあると考えたからに他ならない。 離れる必要性を指摘し、 ることに筆者は躊躇するものを感じるのである。 とある。ここに見えるものは、 凡そ五廟、 を起し、 代太武帝)梁州、 妾の住は皆な土屋。 十餘閒、 什翼珪 筆者は平城宮の後宮や太子宮の有様にもそこに中國的なそれを見いだすよりも、そこに見える非中國的な有樣 (道武帝) 始めて平城に都するも猶お水草を逐い、 門には屋を施さず。城また塹無し。 飲食の厨、 殿北の絲綿布絹庫、 一世一閒にして瓦屋なり。 黄龍を破り、 内朝を所謂後宮と重なる部分があるにもかかわらず、それとの關わりでとらえることを避けたの 婢使千餘人。綾錦を織りて販賣し、 阿眞厨と名づく。 北魏平城宮における後宮の實態であるが、それを中國的な「後宮」という立場からとらえ 土屋一十餘閒。 其の居民を徙し、大いに郭邑を築く。平城の西を截ちて宮城と爲し、 其の西に太社を立つ。 西に在り。 南門の外に二土門を立て、內に廟を立つ。 かつて内朝について考察した際、筆者はむしろそのような觀點から 僞太子宫、 皇后可孫、 酒を酤し、 城の東に在り。また四門、 城郭無し。 佛狸の居る所の雲母等の三殿、 恒に此の厨に出でて食を求む。 猪羊を養い、 木末 (二代明元帝) 牛馬を牧し、 瓦屋を開き、 四門を開き、 始めて土著居處す。 また重屋を立て、 ……殿西の鎧仗庫、 菜を種え利を逐う。 四角に樓を起す。 各々方色に隨う。 四角に樓、 佛狸 其の上 屋四

度

妃

帝

:跋珪による北魏建國當初における諸改革の斷行は兩者閒における抗争の大きな畫期となったといえる。

ばならなかった。しかし人制とともに發展した蘇我氏にとって、それは著しく困難であり、 を官司制の方向において調和・整合するという課題を背負った七世紀における政府首腦部は、 紀末に伴造・氏姓制の最後の代表者である物部氏が倒れ、人制の優位が定まるが、複雑に發達した伴造・氏姓制と人制と 發達させて官司制 氏姓制と人制との調和はスムーズに行われたわけではなく、伴造・氏姓制を氏族制的な形で守ろうとする傾向と、 制は舊來の氏族制的な色彩を次第に失い、人制の發展に步みを合わせて、官司制的に變貎しつつあった。しかし、 制の中心に位置していた大伴氏の沒落を受け、六世紀末ごろ、蘇我氏の領導の下、一應の成熟をみる。一方、 に大化前代の歴史展開を概括された。すなわち、 して成立した人制のもつ限界をふまえ、官司制を完成させるため伴造・氏姓制とあわせて人制そのものをも克服しなけれ 論がやや脇道にそれたので、 の展開を計ろうとする傾向とが對立し、 北魏と倭國との關連についての論に戾す。かつて日本古代史の直木孝次郎氏は、 伴造・氏姓制の發展をうけ、五世紀末ごろ發生した人制は、 物部・蘇我氏の争いとなったのではないかと考えられ 改革はついに人制から律令制 伴造・氏姓制 0) 伴造・氏姓 中 伴造·氏姓 人制を 伴造

(への移行の時代とされたのである。 方、 本稿において主たる考察の對象としている北魏では、その建國以前の拓跋力微時代以降、 及び代國時代を通じて

る伴造・氏姓制の時代、六世紀は皇室と結んだ蘇我氏を中心とする人制の時代、七世紀は天皇家を中心とする人制から令

の方向を打ち出す形で、皇族の手によってなされた。すなわち大化の改新である、として、

五世紀は大伴氏を中心とす

13

道武帝急死後の部族勢力の反攻、 争があった。それは徐々に王權の勝利へと歸着して行くが、北魏が建國された後にあっても、 おける北人の反亂などはその端的な現れであるといえよう。そうした北魏における王權強化の過程を追うとき、 部族制に基盤をおく守舊勢力と、新たに支配下に組み込まれた新人を登用し權力の強化を計った王權との熾烈な抗 崔浩の寵用をめぐっての皇帝と公卿層との閒の思惑の相違、 そうした抗争は繼續した。 崔浩の誅殺、

からする部・氏族制解體の總決算という性格をもっていたといえるのである。 達・肥大化してきた内朝が廢止されているが、彼による改革は、こうした面から見ると、 分定・賜姓、北アジアの遊牧民族の祭典に淵源する西郊祭天の廢止などの諸改革を通じて、 核たる「三十六國・九十九姓」の人々を中心に、 解散はそうした諸改革の中にあって、王權強化の上でとりわけ大きな意味をもっていた。 との抗争の過程で臺省を建て、百官を設置し、 つ「文人」を用い、 また、王への奉仕役に由來し、 畿内・甸服を定め、 拓跋の王を首長とする政治的統一體 郊廟・社稷の儀を撰し、律令を定めるなど、種々の施策を實行しているが、 行政官たる尚書郎以下の官吏に悉く漢民族を中心とした文書行政能力をも 道武帝の改革後も存續した部民相互の結合關係を、 (代國・北魏) の職務分掌組織として複雑に發 その後、 國初から繼續してきた王權の 解消させている。 孝文帝は、 かれらに對する姓族 この改革で 拓跋魏の中

展開は、 人制諸官・北魏の内朝諸官が律令制の受容とともに變容していく點においても兩者の展開には類似がみられるのである。 克服されていっていることまで踏まえると、この類似はもはや偶然の一致とはいえない事柄といえるのではあるまい 倭國)という枠組みのなかから古代國家を建設して行き、ついには、律令制に基づく改革によって、 そうした諸制 北魏の内朝制度の展開と軌を一にしており、そのなかにあって何れも官司制的色彩をもって出現してきた倭國の の展開が、氏族制の展開、 變容、 衰退と密接にからみつつ、また中國皇帝によって册封された王

仕役に由來し、ヤマトの王を首長とする政治的統一體

こうした北魏における歴史の推移を、先に述べた直木氏の見解と比較すると、アジア的共同體內部における首長

べ、大化の改新がそのような性格をもった改革であったとした。とすれば、 わち氏族制的原理に基づく鮮卑的諸制をのりこえ、 直木氏は先に述べたように、 人制によって官司制の實現をめざすことが困難となったとき、 中國的諸制の大幅な導入を企圖した道武帝、 北魏においてそのような性格をもった、 律令制の採用が生じたと述 孝文帝の改革には、

か。

への奉

(大和政權)の職務分掌組織に發展したものと考えられるトモ制

に再編、

の改新の内容との閒に類似がみられる可能性がある。(4)

座から北魏と倭國とが、 ŀ. 述の論は、 倭國において北魏と全く同じ性格の内朝が存在したことを述べようとしたものではないが、 中國の册封を受けたという枠組みの中で、 その持つ族制的秩序を變容させて行き、 中國的國制 より大きな視

導入に逢着する過程の類似に注目したものである。

た津田左右吉學説の基礎には、 その族制的秩序に關連して、同じく日本古代史の吉田孝氏は近年、 單系の出自によって集團への歸屬が自動的に決定され、 日本古代におけるウヂの氏族的性格を否定し 氏族外婚制をもつ單系出 自集團が

なる狹い範圍の親族が新しいカバネを賜與されることになったとしている。(4) 以上の姓が特定の氏上とその氏上につながる特定の數家族に賜與された、また、八色の姓を賜與されなかった豪族でも朝 名・カバネが、 廷での地位がほぼ五位以上に敍されると、忌寸以上のカバネを賜與され、多くの場合それにともなって、その族長につら てとらえることができると述べ、推古、天智、天武朝にかけてのその變遷を追い、 前提とされているが、 石田英一郎氏の考えに據りながら、 中國の姓の制度の繼受によって、 ウヂも共通の始祖をもつという信仰によって結ばれた血緣集團であり、 ワカタケル大王の時代を「氏族制」(「 」 律令制的な姓に變質させられ、 天武朝の八色の姓の賜與の際には、 朝廷での政治的地位を表示するウヂ は吉田氏の表記のまま) 廣義の氏族であったといえ の時代とし

來およそ三世代にわたって五品以上の官位あるいは爵位を有した人々を北魏朝の新たなる支配者層 國の姓の制度に基づき、 方 均田制を實施したことで史上著名な北魏の孝文帝は、その諸改革の一環として北魏の支配者集團 鮮卑諸族の氏族制を解體している。 (47) 漢民族的な一字の姓 (單姓)を賜與し、さらに彼らを一定の基準に基づいて分別、 (當時の呼稱は 鮮卑諸 北魏 0 建國以 族に中 姓と

209 およびそこに至る過程の類似性に氣づく。また、 いまこのことを先の吉田氏が述べている事柄と比較すると、この孝文帝の姓族分定や鮮卑へ 上位の特權階層が五位以上であり、 それが血縁に基づい の賜姓と八色の姓 て相續されても

を單なる偶然の一致とも斷じ得ないのではあるまいか。 中國的官制秩序を範として、 いたという點は、 その閒には根本的相違が存在する。それだけに、安易な比較は嚴に慎むべきではあるが、 古代朝鮮においてもみられることである。諸國各々の歷史は、その各々が主體的につくりあげたもので(紫) そのもつ族制的秩序を克服しつつ古代國家を建國したという巨視的な觀點に立つとき、 これらの諸國がいずれも

この倭國、 あるいは東アジア諸國における族制的秩序の問題について、日本考古學の專家である岩永省三氏は、

國家

形成の東アジアモデル」と題する高論において、

形成が重要である。 の機能不全の露呈と中央政府による強引な原理轉換・改組として、 である。完成とその後の變容は今回は觸れない。とくにBの段階における族制的原理を溫存したままの制度・機構の る前國家段階における、 このA~Bの過程を初期國家と概念化する研究が近年の大勢を占めつつある。たとえば都出比呂志氏は日本の古墳 中國・朝鮮半島・日本列島における國家形成に至るプロセスを比較すると、國家機構の形成に至る相當長期にわた A族制的原理下の權力集中、 B族制的原理を保持したままでの統治機構の漸次的整備、 國家形成の東アジアモデルを提示することが可能

時代を「初期國家」とし、 標について「初期國家」の屬性を示した。 ①階級關係、 ②餘剰の存否、 ③權力の形態內容、 ④社會統合の原理、 ⑤物資流 通 Ĺ

と述べている。

おいて また、 同じく中國考古學の專家である宮本一夫氏は、「中國における初期國家形成過程を定義づける」と題する高論に

氏族制が解體した秦漢社會を都出比呂志が定義した成熟國家とするならば、 、 きである。 ……中國の初期國家は氏族制の解體しないまま、 そのほかの初期國家の要件を備えた世界的にも特殊な 商代から成熟國家以前を初期國家と呼ぶ

溫存されたまさに「アジア」的な共通性が認められる。こうした意味において、フリードマンが定義した「アジア」 見なすこともできる。近年、古墳時代の前・中期を高度に發達した首長制社會として初期國家と定義づけたいとする 的國家(王權を頂點とした血緣關係における圓錐クランによる階層構造の成立した段階…筆者附記)は意義がある指摘である 和田晴吾の立場も存在する。こうした中國や日本にみられる初期國家段階は、地緣的社會に轉換していない氏族制が 初期國家であった。氏族制が解體しないままに階層化を迎えた日本の古墳時代も、その意味では「アジア」的國家と

形成された國家であるとし、それを「過程」の國家としてではなく、八部制度に基づく「部」 とも述べている。本稿の「はじめに」において、筆者は北魏前期國家を「北アジアにおける拓跋鮮卑の展開の歸結として 體制國家としても把握すべ

きである」とした。また、上に述べたように、倭國と北魏との國制の類似、その變容過程の相似性についても指摘した。

後者がすでに律令制國家であるという點である。この點はどのように考えるべきであろうか。いまこうした觀點をふまえ ただし、倭國と北魏との場合に大きな本質的相違があることも確かである。 それは前者が律令制導入前の國家であり、 - 17

つつ論を更に展開してみよう。

「南齊書」卷五七魏虜傳に、

軍崔慧景を徐州に出でしむ。宏(北魏孝文帝)自ら衆を率いて壽陽に至る。 容る。輦邊は皆な三郎曷刺眞たり。槊は白眞毦を多くし、鐵騎、群を爲す。 (四九五)春、高宗、 鎭南將軍王廣之を遣わして司州に出でしめ、 軍中に黑氈の行殿有りて、二十人の坐を 右僕射沈文季を豫州に出でしめ、

ら考えて内朝武官と考えて大過ないであろう。また、「曷刺眞」とあることから、それが「~をする人」を意味する鮮卑 とある。三郎はかつて拙稿で論じたように、皇帝側近の内朝武官であるが、ここで問題としたいことは、三郎に接して見 える「曷刺眞」が如何なるものであるのかということである。輦邊に侍す存在と言うことになれば、當時の北魏の狀況か

語の音譯であることも確かなことであろう。

しいところがあるが、當時の北魏には「兵器を帶びた人としての胡洛眞」(『南齊書』卷五七魏虜傳) ・が、 「曷剌眞 當該時代の事例によればそのような存在としてもっとも當てはまるものは三郎である。 」は三郎を指す鮮卑語の漢字音表記ということになろう。それがどのような音を表したものであるか、 とすれば、 が存在した。 確定とまでは言えな この胡洛

本論冒頭で引用したように、『元史』卷九九、兵志二、宿衞の條には、眞がコルチであることについては先に述べた。

其の怯薛執事の名、則ち弓矢、鷹隼の事を主る者、火兒赤、昔寶赤、 怯憐赤と曰う。聖旨を書寫せるもの、 扎里赤と

はおそらくそのように考えて大筋を逸することはないと考えるものである。

すこと、「曷刺眞」がコルチの音譯であるとすることの、二點を假定しての話であるので確定とまでは言えないが、

とある。とすると三郎は火兒赤すなわちコルチの漢語表記ということになろう。これは三郎と

「曷剌眞」

が同じ對象を指

18

曰う。天子の爲に文史を主る者、必闍赤と曰う。

皇帝のときのこととして とすれば、何故そのような三郎という漢語表記が生まれたのかという問題が生じる。『史記』 卷六秦始皇本紀に、

立つことを得る者無からしむ。(索隱)少とは小なり。近とは近侍の臣なり。 一世乃ち趙高を遵用し、法令を申ぶ。……乃ち誅を大臣及び諸公子に行い、罪過を以て少近の官・三郎にまで連逮し、 三郎とは中郎、 外郎、 散郎を謂う。

漢書百官表に云う。 議郎、 中郎、散郎有り。又左右三將有り。 郎中、 車郎、 戸郎を謂う。

とある。 ただすでに漢代において中郎、 るいは郎中、 車郎、 秦漢の時代に三郎という近侍官に對する呼稱が存在したことを傳えている。 戸郎という三つの郎官に對する總稱であるので、 外郎、 散郎といった區別を一應考慮の外に置いて、それらをまとめて三郎と稱することも 北魏の場合のような一官に對する呼稱とは相違する。 内容は、 中 郎 外郎

定着していたようである。『續漢書』志二五 百官二、光祿勳の條の註に、

三郎、並びに員無し。

ある。 ŋ とあるのもそうした點を窺わせる。その際、漢代において宮中諸官を統括していたのは光祿勳 その主要な屬官として郎官・大夫が存在した。右によれば三郎はそうした性格をもつ光祿勳の屬官とされているので (武帝より前の郎中令)であ

域を出ない想定をなしてきたが、筆者はそうした想定もあながちあり得ないことでもないと考えている。 北魏前期の官制を論じて、漢代の官制に至り、三郎という呼稱がその影響のもとに出現したのではないかという推論の

何故なら、『魏書』卷二四 崔玄白(宏)傳に、北魏初のこととして、

太祖(道武帝)曾て玄白を引きて『漢書』を講ぜしめ、婁(劉)敬の漢祖に說きて魯元公主を以て匈奴に妻せんとす

嗟嘆すること良に久し。是を以て諸公主皆な賓附の國に釐降す。

漢書』を講ぜしめ、婁(劉)敬、復は、「お藝衫のこととして

とあるような所謂公主降嫁の事例、(54) われているからである。 あるいは、 太子生母殺害の事例など、よく知られた漢制を意識した施策が北魏では行(55)

も尙することを得ず。

るに至り、之を善しとし、

ところで、『漢書』卷七七劉輔傳には『漢書』本文に見える「中朝」という用語についての曹魏の人孟康の注を載せ、

朝爲り。 曰く、中朝は內朝なり。大司馬、左右前後將軍、侍中、常侍、散騎、諸吏は中朝爲り。丞相以下、六百石に至るは外

とある。この漢の中朝あるいは內朝については周知のようにこれまで種々の議論がなされてきている。

れ故、 先述の倭國と北魏との比較は、民族・地域を異にするとは言え、兩國は時代的に重なる時期に成長した國家である。そ 傳播などによってそうした類似が生じることもあるいはあるやも知れぬとされる研究者もあろう。

名族美彦と雖

朝臣子弟、

中朝を內朝と呼んだのは曹魏の時代の孟康であり、『魏書』における內朝とする表記も、その史料を記した人物、 と思われるかもしれない。 た研究者にあっても上述の如き筆者の想定は、 しかし、筆者はこれは全く的はずれな見方でもないと考えるものである。 時代も民族も相異したものであるだけに、 類似のみに注目する荒唐な見方 それは 『漢書』の あるい

は 「魏書 の撰者である魏收が、そこにある何らかの同質性を踏まえていると考えられるからである。

するものではない。 近官の總稱として把握するならば、その形成を武帝期であるとする必要はないであろう。 した見解の中に存在する、 漢代の内朝に關する研究において、その形成は前漢の武帝期であったとする見解が大勢を占めているようである。 その限りにおい 確かに形成・變容も生じたと考えられる。しかし、 て内朝は武帝期前に旣に存在していたと考えることもできるであろう。 武帝期における漢朝の變容をうけて、内朝すなわち中朝が形成されたとする見解に筆者は反對 少なくとも北魏の場合と同様に、 つまり、 侍官の總稱ととらえる 内朝を皇帝の側

ここで注目すべきは、 武帝期以前の漢廷における郎官の存在である。 漢代史の專家である杉村伸二氏は、

についてまとめつつ、

0 あるとも言えよう。 をもとに、 常に近くに侍して、 や軍事専門職の新設などの諸要因により、 れは郎官の基本的職掌である「天子の宿衞」たる性格を、 戰國期の郎官は單に君主の護衞官であり、 死後、 加官官僚や外戚によって形成される内朝が、 皇帝を中心とした同心圓的防衞構造を形成する衞尉や中尉、 護衞のみならず樣々な任務をこなすようになる。そしてそこで築かれた皇帝との個人的 しかし、 武帝期以降、 皇帝のさらに近くに新たに創設された加官官僚達が侍ることとなり、 それ以外に特別な役割を持たなかった。 漢初の郎官が持っていた支配機構內での重要性は、 皇帝の輔翼機關として機能しはじめる。 「漢の宿衞」 として國家のレベルにまで擴大させたもので 郡國の守相へと任じられていくのである。 しかし漢代に入ると、 それら官職へと移譲さ 郎は皇帝 賴關係

n

郎官自身はその重要性を失っていく。

前漢代の郎官

と述べる。 57 業の功臣の子弟から選拔されることが多かった。そしてやがてそこに任子とは別の原理である察擧制が導入されたことに 魏のそれと漢のそれとは名稱こそ異なるが、その本質は同質のものととらえることも可能であろう。 な北魏の内朝武官と同質の面を持つ皇帝側近官であることがわかる。また、 孝廉がその數を増し、 郎官には任子によって採用されたものが相當數に上ったのであるが、その職掌をみるときそれが、 郎官の職務を奪い、 郎官は皇帝の侍官ではあっても孝廉のような近侍官とは一線を畫する存 中朝を皇帝側近官の總稱と見なすならば、 漢の郎官は、 漢の創 北

その點で北魏のケシク的內朝官は漢の郎官と民族的、 時代的には相違するが、創業の功臣の子弟から選拔されることが

在とされ、そしてその空席を新たに侍中などの官が埋めていくようになったという。

多かったという點で似通った點を持っていたと言えるであろう。

郎や庶子、 さらに重要なことは郎官についての増淵龍夫氏の次の指摘である。 あるいは漢代における郎官について述べながら、 すなわち氏は、 戰國期における侍衞給事の臣である

その子弟をその側近にさし出すことによって、その子弟は、その父兄たる貴族・高官を制御する事實

貴族・高官は、

この任子制度にも兼ねもたすことができたのではなかろうか。これは、 弟の優遇の裏には、 も變わらない。 に背叛のきざしがあればただちにその子弟たちを監禁し誅殺しうるような、事實上人質のはたす役割と同樣のそれを、 あろう。そしてそのように高官・貴族の子弟を君主の側近に侍せしめることは、 おいては、任子の制は高級官吏の特權である。制度としては、前述のように、それはよほど以前から行われていたで 上の人質としての效果を、 また高官・貴族にとっては一種の特權でもあるのである。 ただ戦國のあの激しい時代においては、この恩惠的制度の外面の裏には、そのような貴族・高官の子 逆に、 君主にとってもつことになったのではなかろうか。たしかに、 君主はその侍子たちを側近に掌握することによって、いつでもその父兄である高官・ そのような制度的外面では、 韓非子の所謂 君主の恩惠でもあり、 術 國家權力の安定した漢代に それは戦國時代において の意味するところのもの 信任の證であ

である。

と指摘している。 この様に見るならば、

役割を奪われるに至り、 姿とみることが出來るであろう。やがて漢の質的變容にともない、察擧に基づく孝廉などの進出によって、 漢は成熟した中國的王朝として完成し、侍中などによって構成された新たな內朝を出現させるに

漢の郎官は、一面でいわば功臣集團の任子という形をとって統一國家の上部構造の一部となった

郎官は從來の

至るわけであるが、前節で、『魏書』卷一一三官氏志に

とある史料などを掲げ述べたように、北魏の内朝は諸部大人の子弟などによって構成された。このことは彼らの本質の部 諸部大人、及び豪族良家の子弟にして儀貎端嚴、機辯才幹なる者を取りて選に應ぜしむ。

建國二年、初めて左右近侍の職を置く。常員無し。或いは百もて數うるに至る。禁中に侍直し、

詔命を傳宣す。

分にも前漢の郎官と同じ「質」としての性格が存在していたことを示しているとされよう。

はないであろう。 前漢の國家構造は郎官の退出する武帝期に大きく變容するが、それはその出身母體としての劉邦集團 北魏における内朝の消滅が孝文帝改革前までの北魏朝の變容を受けたものであることについてはかつて 一の消 滅と無關係

お

論じたところである。

わ n K

ものと考えられる。それが、倭國の近侍的トモや人官と類似することは、 ということができよう。一方、北魏前期の内朝は皇帝を中心とした律令國家の中樞に鮮卑族が座を占めたときに存在した 古い起源を有するであろうが、春秋戰國時代の變化を受けて出現した漢代の「郎官」にはそのような一面が殘存していた 貴族・高官の子弟が人質としての性格を持ちつつ側近として存在するという構圖は、 兩者が族制的秩序の中で出現した近侍官である 増淵氏の指摘されるように相當に

く集團(モンゴル、滿州、鮮卑)が座を占めたがために、生じたものということが出來るであろう。 組織が生じた理由は、皇帝を中心として高度に發達した中國王朝の中樞に、いわば古代的ともいうべき族制的原理に基づ ということをふまえれば、 ある意味で當然のことがらということが出來るであろう。また、元や淸に北魏のそれと相似た

力を背景として高度に發達した中國官僚機構、 の族制秩序に大きく規制された、 という課題を提示したが、以上のように考えてくると、「部」體制國家とは、その中核が、擬制的、 本稿の冒頭において拓跋鮮卑における「部」體制國家は、國家論の立場から、如何なるものと見なすことが出來るのか 初期國家、 前期國家としての樣相を呈した國家とみることが出來、 社會を支配するという征服王朝的様相をもった國家と見なすことが出來る あるいは實體として その中核部分が軍事

詳

- 一九九八年)第二編第一章所收。 七七年)。拙著『魏晉南北朝時代の民族問題』(汲古書院、(1) 拙稿「北魏の內朝」(『九州大學東洋史論集』五號、一九
- (3) 前掲注(2)掲載の拙稿では、その相違を明らかにする雅生、古賀昭岑兩先生より貴重なご意見を賜った。

- いて用いた。
- (4) 北魏前期の政治・國家構造についての近年に至るまでの 研究史については、礪波護等編『中國歴史研究入門』(名 研究史については、礪波護等編『中國歴史研究入門』(名 大學研究科、研究叢書一一、二〇〇七年)第一、第二章參 文學研究科、研究叢書一一、二〇〇七年)第一、第二章參 文學研究科、研究叢書一一、二〇〇七年)第一、第二章參 文學研究科、研究叢書一一、二〇〇七年)第一、第二章參 文學研究科、研究叢書一一、二〇〇七年)第一、第二章參 文學研究科、研究叢書一一、二〇〇七年)第一、第二章參 文學研究科、研究叢書一一、二〇〇七年)第一、第二章參
- つつ、これまで大まかに胡族の語をもって中國化の影響をい期間におけるこれら用語の指し示す內實の變容を考慮し人」等の用語の指し示す內實は多樣である。筆者はこの長(5) 五胡十六國・北朝期の史書における「胡」、「鮮卑」、「北

- 中國化の影響が種族性の本質部分にまで及びつつある段階 ない段階の五胡諸族を示す用語として、北族の語をもって 受けつつも、その種族性を本質部分でいまだ喪失してはい 本問題』、汲古書院、一九九七年)において取りあげた。 てはかつて拙稿「胡族國家」(『魏晉南北朝隋唐時代史の基 の北方諸族を示す用語として用いてきた。そのことについ
- 6 官制度の考察」(『東洋學報』八六-一、二〇〇四年所收 (『集刊東洋學』八八號、二〇〇二年所收)、 佐藤賢「北魏前期の「內朝」・「外朝」 一と胡漢問題 同「北魏內某
- 九九四年)、魏堅主編『內蒙古地區鮮卑墓葬的發現與研究』 五年)、同 内田吟風『北アジア史研究-烏丸・鮮卑について――交流と變容との觀點から見た 一九七五年)、米文平『鮮卑史研究』(中州古籍出版社、 俗博物館研究報告』一五一集所收)、二〇〇九年等參照。 馬長壽『烏桓與鮮卑』(上海人民出版社、一九六二年)、 (科學出版社、二〇〇四年)、孫危『鮮卑考古學文化研究』 (科學出版社、二〇〇七年)、拙稿「三國期段階における ―」(『『三國志』魏書東夷傳の國際環境』、『國立歷史民 『北アジア史研究 -鮮卑柔然突厥篇』(同朋舍 -匈奴篇』(同朋舍、一九七
- 紀』、一九九九年) (『岩波講座 注(5)の拙稿「胡族國家」、および、 世界歴史 九 中華の分裂と再生:三―一三世 等參照 同「北朝國家論
- 9 (8) 拙稿「北朝國家論」參照
- 10 K.A.Wittfogel & Feng Chia-sheng, History of Chinese

- Society: Liao (907-1125), New York, 1949
- 11 と東アジア』(小學館、一九九一年)。 ア』、岩波書店、一九九八年)、二九頁。原載『古代の日本 上田正昭「辛亥銘鐵劍の意義」(『論究・古代史と東アジ
- 12 屬したと考えることもできるであろう。 で本論で述べた内容を指摘された。ただ、兩者とも内廷に 上田正昭氏は二〇〇九年六月に開催されたアジア史學會
- 見える。 左右爲烏矮眞、曹局文書吏爲比德眞、檐衣人爲樸大眞、 『南齊書』卷五七魏虜傳に、「國中呼內左右爲直眞、
- 13 14 二章五六七頁)。これは白鳥庫吉、箭內亙氏などの説に從 著『蒙古史研究』刀江書院、一九三〇年 七八頁、前掲拙著『魏晉南北朝時代の民族問題』第五編第 卷、アジアからみた古代日本、角川書店、一九九二年、 仗人爲胡洛眞、通事人爲乞萬眞、守門人爲可薄眞……」と ったものであった(白鳥「東胡民族考」、『白鳥庫吉全集』 筆者はかつて「比德眞」を bitigči と表記した |四、五世紀の中國と朝鮮・日本] (『新版古代の日本』 | 岩波書店、一九七〇年所收)、箭內「元朝怯薜考」、 所收)。 帶 亩

となる。『南齊書』に見える「比德眞」は、「德」 、「書く」を意味する biti- / bici- から派生した語で、ト ル語のビチェーチではなく、 音・中古音は tak であるので、 ルコ語は bitig / bitigci、モンゴル語は bicig / bicigeci ビティグチはもともと「文書」を意味する bitig / bicig トルコ語のビティグチを音寫 漢字音を見る限り、 モンゴ 24

なお、比徳眞は滿洲語の可能性もあるが、いまその點に、大本稿では以下「比徳眞」をビティグチと表記する。で教示を得た。記して感謝申し上げると共に、それを踏まで教示を得た。記して感謝申し上げると共に、それを踏ま上記のモンゴル語のビチェーチ、トルコ語のビティグチ、上記のモンゴル語のビチェーチ、トルコ語のビティグチ、したものであると考えられる。

七-三、一九八四年所收)參照。「コルチ考――一六世紀イランの近衞兵制度」(『史林』六(15) コルチは遠く西アジアにまで影響を及ぼした。羽田正

いては取りあげない。

- 晉南北朝時代の民族問題』第五編第二章所收。(16) 拙稿「四、五世紀の中國と朝鮮・日本」(前掲拙著『魏

- たという。 弟であり(主體は後三者)、人質としての要素をもってい前長の子弟、部下からの選抜された勇士、一族の重臣の子
- (1) 拙著『中國史のなかの諸民族』(山川書店、二〇〇四

20

- としておそらく大過ないであろう。なお、この四ケシク體 早絕。太祖命以別速部代之、而非四傑功臣之類、故太祖以 長。怯薛者、猶言番直宿衞也。凡宿衞每三日而 制は元末まで保持されている。この點については片山共夫 拓跋鮮卑の場合にも何らかのこうした番直制度が存在した コルチなどの存在、および侍直制の存在などから推して、 溫後絕、其後怯薛常以右丞相領之。」とある。ビティグチ、 第三怯薛。巳、午、未日、 博尓朮領之、爲第二怯薛。寅、卯、辰日、 自名領之。其云也可者、言天子自領之故也。亥、子、丑日 老溫。時號掇里班曲律。猶言四傑也。太祖命其世領怯薛之 傳え、「四怯薛、 九七七年)參照 「元朝四怯薛の輪番制度」(『九州大學東洋史論集』 六號 『元史』卷九九兵志、宿衞には、ケシクの番直につい 戍日、博尔忽領之、爲第一怯薛。卽也可怯薛。 太祖功臣、博尔忽、博尔术、木華黎、赤 赤老溫領之、爲第四怯薛。赤老 木華黎領之、爲 一更。中、
- (21) 注 (14) 參照。
- 『黒韃事略』を案ずるに「環衞則曰火魯赤」とあり、又四卷一七五頁)で「托跋語にては帶杖人を胡洛眞という。(22) 白鳥庫吉氏は前掲注(14)の論考(『白鳥庫吉全集』第

り。」と述べている。 蒙古語の豁兒赤、火兒赤、火魯赤と同語なること明らかな 明譯 成吉思汗實錄』卷七、二七四頁に「箭筒士 佩橐鞬侍左右者也」)とあれば、 帶弓箭的、元史兵志 火見赤、 塔察兒の傳 托跋語の胡洛眞は 一(蒙語 「火兒

23 高允などの場合をも勘案するとき(後論參照)、北魏の内 えられる。この點は北魏前期における文官近侍官としての 定すれば、 モンゴルが最初期において文字を持たなかったことを想 の問題を考えうえで重要な意味を持つと考えられる。 必闍赤はもともとはケシクではなかったとも考

27

系統の内侍官についてその點を追求したことがある

(拙稿

このような内朝のもつ重層構造については、かつて武官

- $\widehat{24}$ れに對應した官品の官に就官した。この點については拙稿 おり(侯、伯、子、男も同樣)、各々の爵位を繼ぐと、 。魏晉南北朝時代の民族問題』汲古書院、 「北魏の封爵制」(『東方學』五七輯、 當時の北魏では、王は一品官に、公は二品官に比されて 一九七九年、 一九九八年、第 そ
- (1) 拙稿「北魏の內朝」參照

|編第三章所收)で論じた。

朝臣皆位於帝北、 假道於國。詔群臣議之。外朝公卿咸曰、「……」又議之內 司馬德宗將軍劉裕伐姚泓、舟師自淮泗入淸、 一年夏四月、 次の二例である。 咸同外計。太宗將從之。」②同書卷一〇八の一「天賜 復祀天于西郊。……帝立青門內近南壇西、 外朝臣及大人咸位於青門之外。_ 1 『魏書』 卷三五崔浩傳 欲泝河西上、 「泰常元年、 内

外朝の例は他にもある。 登國元年(三八六)のこととして、「是年、 例えば、 『魏書』卷一一三官氏 置都統

> 宮。 長。 入禁中。」とある。 散已上、皆統之。外朝大人、無常員。主受詔命、外使、 又置幢將及外朝大人官。 幢將員六人、主三郎衞士直宿禁中者。自侍中已下、 其都統長、 領殿內之兵、 出 中

りであろう。 中散已上、皆統之外朝大人、 因みに、中華書局標點本は、この箇所を「自侍中已下、 無常員。」と標點するが、誤

める。 える左右官を內外に分ける記述、 七魏虜傳に「國中呼內左右爲直眞、外左右爲烏矮眞」と見 八號、二〇〇〇年所收)。なお、先に見た『南齊書』 員六人、主三郎衞士直宿禁中者。」に見える王宮、殿內. した官氏志の記事「其都統長、領殿內之兵、直王宮。幢將 禁中などを區別する記述の存在もそうした事柄を想定せし |北魏文成帝南巡碑について」(『九州大學東洋史論集』|| あるいは注 (26) に掲示

注(6) の佐藤氏論考參照

28

- 29 (『東洋史研究』六九―二、二〇一〇年)參照 松下憲一「北魏崔浩國史事件 法制からの再檢討
- (17)の拙著參照

30

- 31 32 と胡漢問題」三二頁參照。 注 (6)の佐藤氏論考「北魏前期の「内朝」・ 外朝
- 北史 「魏書」 卷二略同)、 卷四上、 世祖紀上、 「詔龍驤將軍步堆 始光二年夏四 謁者僕射胡覲使 月 7の條に

「宋魏交聘表」(『大陸雑誌』二二卷六期、一九六一年)参考、北魏と劉宋閒における使節の往來については、鄭欽仁紀、中華書局、一九五八年、修訂本二〇〇七年參照)。な教」、中華書局、一九五八年、修訂本二〇〇七年參照)。なり、中華書局、一九五八年、修訂本二〇〇七年參照)。なり、中華書局、一九五八年、修訂本二〇〇七年參照)。なお、北魏と劉宋閒における使節の往來については、鄭欽仁紀、東州、員外於劉義隆。」とあり、同書卷五高宗紀、和平二年十月の條於劉義隆。」とあり、同書卷五高宗紀、和平二年十月の條於劉義隆。」とあり、同書卷五高宗紀、和平二年十月の條於劉義隆。」とあり、同書卷五高宗紀、和平二年十月の條於劉義隆。」とあり、同書卷五高宗紀、和平二年十月の條於劉義隆。」とあり、同書卷五高宗紀、和平二年十月の條

- (京文學研究科、研究叢書一一、二○○七年、第三章所收) 魏文成帝南巡碑」の分析を中心に――」(『北大史學』四○、 魏文成帝南巡碑」の分析を中心に――」(『北大史學』四○、 「北魏石刻史料に見える內朝官――「北 北海道大學大學
- 拙著『魏晉南北朝時代の民族問題』二〇四~二〇五頁。(1)掲載の拙稿「北魏の內朝」六〇~六一頁參照。前掲語の二重性の問題が存在していた。この點については、注(34) 當時の北魏宮廷には、鮮卑語と漢語の併存使用という言
- と胡漢問題」二六頁參照。(35) 注(6)の佐藤氏論考「北魏前期の「內朝」・「外朝」
- 女宇一系紹。 七六年(稻禾出版社、臺灣、一九九五年再刊)第二編「中七六年(稻禾出版社、臺灣、一九九五年再刊)第二編「中(名) 鄭欽仁『北魏官僚機構研究』、牧童出版社、臺灣、一九

書省をも含めた内外の要官に任じられていたからである。

- (37) 注(6)の佐藤氏論考「北魏前期の「內朝」・「外朝」
- 拙稿「民族問題を中心としてみた魏晉南北朝隋唐時代史――交流と變容との觀點から見た――」一四五頁以下參照注(7)拙稿「三國期段階における烏丸・鮮卑について

の研究動向」(『中國史學』一一號、二〇〇一年所收)等參

38

39

 $\widehat{40}$ に見える「初建臺省、置百官、 あり(このことを示す史料は 心とした文書行政能力をもつ「文人」を用いていたからで を設置し、行政官たる尚書郎以下の官吏に悉く漢民族を中 も舊稿の一部を引用した際、 ならない。自明のことととらえていた理由の一は、本稿で 實態という點については自明のことと考えていたからに他 念的提示に過ぎたかも知れないが、それは當時の尚書省の 内朝・外朝という構造を示すのに急であったため、やや理 によって占められていたからである。舊稿における提示は 多くは、嚴耕望氏の研究などをまつまでもなく、多く北族 かもしれない。何故なら尚書左右僕射など尚書省の高官の が、その場合、尚書の位置づけが問題となると考えられる 國家では內朝が外朝を支配する構造が存在するとしてきた 因みに、筆者は前掲注(1)の舊稿發表以來、 尚書郎已下悉用文人」)、 道武帝は、後燕との抗争の過程で臺省を建て、百官 北族は内朝を經て、 示すように(本稿一三~四 『魏書』太祖紀皇始元年の條 封拜公侯・將軍・刺史・太 やがて尙 北魏前期

また、これは、本稿第一節で引用した「『元史』卷九九、兵志二に、元代の宿衞の「怯薛の職に預かり、禁近に居る 軽は、冠服、弓矢、食飲、文史、車馬、廬帳、府庫、醫藥、 予説の事を分ちて悉く世々之を守る。才能を以て任を受け、 下説の事を分ちて悉く世々之を守る。才能を以て任を受け、 で政に服さしめ、貴盛の極と雖も、然も一日歸りて內庭に 至らば、則ち其の事を執ること故の如く、子孫に至るも改 むること無し」と見えることと同様のことが北魏にあって むること無し」と見えることと同様のことが北魏にあって も存在したと考えたことにもよる。

- 究』二一二號、一九八○年)をも參照。 任と外廷──宮内省の性格を中心として」(『續日本紀研任』六八號、一九八八年所收)參照。なお、東野治之「内化』六八號、一九八八年所收)參照。なお、東野治之「内廷」 古瀨奈津子「中國の「內廷」と「外廷」──日本古代史
- (42) 注(1)拙稿「北魏の内朝」五一頁以下において、「内朝という語の定義であるが、内朝を後宮諸官として把握す朝という語の定義であるが、内朝を後宮諸官として把握すの總稱とする次第を述べてみよう。・・・・この内朝に後宮の官としての宦官等が含まれている可能性はあるが後宮諸官としての宦官等が含まれている可能性はあるが後宮諸官としての宦官等が含まれている可能性はあるが後宮諸官としての宦官等が含まれているといえよう。」と述べた。
- (4) 人制については、なお吉村武彦「倭國と大和王權」(『岩八年、二一二頁~二一三頁。(4) 直木孝次郎『日本古代國家の構造』、青木書店、一九五

- (4) 石田英一郎「氏族制時代論」(『石田英一郎全集』第一卷、波講座 日本通史』第二卷、古代1、一九九三年)參照。
- 六卷、岩波書店、一九八八年)參照。(46) 吉田孝「古代社會における「ウヂ」」(『日本の社會史』・筑摩書房、一九七〇年)參照。
- (4) 注(2) 拙稿「北魏太祖の部落解散と高祖の部族解散
- 北朝時代の民族問題』一六〇、~六一頁篸照。——所謂部族解散の理解をめぐって——」、拙著『魏晉南
- 收)參照。 ジアにおける日本古代史講座』4、學生社、一九八○年所ジアにおける日本古代史講座』4、學生社、一九八○年所の、 武田幸男「六世紀における朝鮮三國の國家體制」(『東ア
- (50) 田中良之編『東アジア古代國家論 プロセス・モデル・頁~一七五頁。

49

注(14)拙稿「四、

五世紀の中國と朝鮮・日本」一七四

- 若干變更した。 参照。なお、當該引用は主旨を簡潔に傳えるため、表記を参照。なお、當該引用は主旨を簡潔に傳えるため、表記をアイデンティティ』(すいれん舍、二〇〇六年)一〇八頁50) 田中良之編『東アジア古代國家論 プロセス・モデル・
- 五頁、二五六頁。 ンティティ』(すいれん舍、二〇〇六年)二五〇頁、二五〇頁) 同上『東アジア古代國家論』プロセス・モデル・アイデ
- 一九九八年)第二編第一章所收。
 七七年)。拙著『魏晉南北朝時代の民族問題』(汲古書院、七七年)。拙著『魏晉南北朝時代の民族問題』(汲古書院、一九(3) 拙稿「北魏の內朝」(『九州大學東洋史論集』五號、一九不した。

- 七、二〇〇八年)がある。 における和蕃公主の降嫁について」(『史學雜誌』 一一七―における和蕃公主の降嫁について」(『史學雜誌』 一一七―
- 割記』卷一四、保太公后の條をも參照。(55) 『魏書』卷三太宗紀に、「初、帝母劉貴人賜死。太祖告(55) 『魏書』卷三太宗紀に、「初、帝母劉貴人賜死。太祖告(55) 『魏書』卷三太宗紀に、「初、帝母劉貴人賜死。太祖告(55) 『魏書』卷三太宗紀に、「初、帝母劉貴人賜死。太祖告(55) 『魏書』卷三太宗紀に、「初、帝母劉貴人賜死。太祖告(55) 『魏書』卷三太宗紀に、「初、帝母劉貴人賜死。太祖告(55) 『魏書』卷一四、保太公后の條をも參照。

59

- 56 との關連から一 政治構造の一考察-七一二、一九八六年所收)、同 收)、冨田健之「內朝と外朝 代國家と東アジア世界』、東京大學出版會、 (『九州大學東洋史論集』九號、 收 [健志|前漢後期における中朝と尙書― 西嶋定生「武帝の死― 『前漢政治史研究』(研文出版社、二〇〇四年所收)、米 -」(『新潟大學教育學部紀要 人文·社會科學編』 I 等參照 -」(『東洋史研究』六四一二、二〇〇五年 ――所謂內朝の理解をめぐって-―鹽鐵論の政治的背景」(『中國古 一九八一年所收)、好並隆 「前漢武帝期以降における -漢代政治構造の基礎的考 -皇帝の日常政務 一九八三年所
- 語言研究所集刊』二三の上、一九五一年)參照。論考の他に、嚴耕望「秦漢郎吏制度考」(『中央研究院歷史頁~二七頁)。なお、郎官については後掲の增淵龍夫氏の(57) 同氏「漢初の郎官」(『史泉』九四號、二〇〇一年、二六
- 九九六年、二六〇頁~二六一頁。箭內亙氏は注(14)の論(58) 増淵龍夫『新版 中國古代の社會と國家』岩波書店、一

- えるヒヤと同様である。受けたものである點は、注(18)の杉山清彦氏の論考に見受けたものである點は、注(18)の杉山清彦氏の論考に見高と述べている(二一三頁)。人質であり、同時に恩寵を被れるもの」「天子の寵愛を受けたるもの」の義であ考「元朝怯薜考」において、ケシクの意味が、「天子の恩考「元朝怯薜考」において、ケシクの意味が、「天子の恩
- 等の諸曹への給事の展開であるが、この點も兩者の同軌件 職化されてきたことを意味する。 されてきて、尚書に給事する光祿郎は、光祿勳の所轄から 三署の郎が同時にまた小府所屬の尚書署に給事し、事實關 また、後漢の當初においても馮勤は「除せられて郎中と爲 ということである。……張安世は 似する。 る内朝の展開過程は、前漢における郎官の給事の動きと酷 朝は孝文帝の改革によって廢止されるが、それ以前におけ いてもいえる。」と述べられている。北魏前期における内 はなれて、小府所轄の尚書郎という定まった官職として定 ような未分化の郎の職能が、東漢に入ると、次第に制度化 係として尚書の仕事も行うことがあったのであるが、その ち前漢においては、 顯著な例である。……これは次のことを意味する。すなわ 書を善くするを用って尙書に給事し」(『漢書』張湯傳)、 諸他の九卿の諸署に給事することが極めて一般的であった 中の宿衞を用務とするこれら諸郎は西漢においては同時に 増淵氏は前掲書二三○~二三一頁において、「總じて宮 尚書に給事す」 (『後漢書』 馮勤傳)とあるのは、その すなわち内朝諸官、 天子の宿衞を要務とする光祿勳所轄の とりわけ中散、 同様のことは黄門郎につ 「父の任を以て郎と爲り 給事、

魏の場合との比較――」、『史淵』一四七輯、二〇一〇年)。(60) 筆者は所謂征服王朝としての遼金と北魏とめぐって――北ことがある(拙稿「遼金における正統觀をめぐって――北北の・筆者は所謂征服王朝としての遼金と北魏との關連についる(前掲注(1)拙稿「北魏の內朝」參照)。

A RE-EXAMINATION OF THE INNER COURT OF THE NORTHERN WEI DYNASTY, AS SEEN FROM THE POINT OF VIEW OF COMPARATIVE HISTORY

KAWAMOTO Yoshiaki

The author has previously published concerning the inner court 內朝 of the Northern Wei dynasty. In this article, I first point out the developments in research that have occurred since the publication of my work and problems within the research field.

Additionally, at the foundation of my previous argument on the dismantling of the tribe-centered state and the inner court was a consciousness of theoretical issues on the nature of the state leading to an investigation of the how the character of the Northern Wei state should be understood. When we examine the political system of Northern Wei around the time of the reforms of Emperor Xiaowen, we can see the differences between, on the one-hand, the non-Han state of the early stage of the Northern Wei dynasty, and the state of the later stage that had completed its adoption of Chinese dynastic system on the other hand. My concern with this issue has been on the question of how the Northern Wei of the early stage and that of the later can be reconciled when considered from the standpoint of theories of the state. Seen in terms of theories of sinification or assimilation, it may be possible to understand that it was only with the reforms of Xiaowen that the early Northern Wei state was first transformed into a normal state based on the orthodox dynastic model of the Central Plain. However, when seen in this light, one is led to the view that the early stage of Northern Wei was a state "in process," progressing toward the later stage which results in the loss of its subjectivity, or the interpretation arises that as a result of the sinification that grew out the reforms of Emperor Xiaowen, the state lost or was in the process of losing its agency. However, while acknowliding this direction, I have pointed out that it is necessary to also focus on the reality of a direction that differs from that of sinification. Seen from the viewpoint that the early Northern Wei state was one formed as a consequence of the development of the Tuoba-Xianbei in northern Asia, it becomes clear that it was not a state "in process," but should be grasped as a tribal state based on the system of eight tribes.

In this article I make clear how the Northern Wei can be positioned in the con-

text of Northern and Eastern Asia history without severing the early Northern Wei state from the later one by employing the viewpoint that compares it with foreign dynasties that ruled China such as the Yuan, the kingdom of Wa in ancient Japan, and the Former Han, the Han dynasty that preceded the Northern Wei.

THE TWENTY-FOUR ARMY SYSTEM AND THE FUBING SYSTEM OF THE WESTERN WEI AND NORTHERN ZHOU

HIRATA Yōichirō

The *fubing* system that was a driving force in the creation of Sui and Tang dynasties is generally thought to have begun with the twenty-four army system of the Western Wei, and its military power too have been composed of local militias of Han people in Western Wei and Northern Zhou during which the influx of warriors of the northern Xianbei peoples were not numerous. Nonetheless, the term *fubing zhi*, the *fubing* system, is not found in contemporary sources, and was invented in a later period. Tracing the *fubing* system back to the Western Wei is also nothing more than a distortion created by later hands.

The local military organizations that comprised the military force of the twenty-four army system were both chronologically, geographically, and ethnically extremely diverse, and the local Han militias of Guanlong 關隴 were no more than one part of it. In the Western Wei and Northern Zhou levies of military service were generally imposed on households, but they resorted to having the local gentry organize military bands and thereby continued the selection and implementation of a method of operating as a pseudo-tribal militia. In addition the existence of a unique system of groups of close advisers, called *qinxhin* 親信 and *kuzhen* 庫眞,whose lineages could be traced to the inner officers of Northern Wei court, made it possible to control the vast military organization that was the twenty-four army system.

Judging from these special characteristics, the twenty-four-army system can be understood as a pseudo-tribal militia system that was supported by the traditions of the Xianbei. In this regard, it should be positioned in the historical context as a military system located precisely within the lineage of the nomadic military systems such as the twenty-four chiefs of the Xiongnu and of the Mongol thousand-